釧路町立別保中学校「いじめ防止基本方針」概要

未然防止の取組

【学校として】

①「いじめは絶対許されない」という土壌づくり。
②アンケート調査の定期的実施と結果情報の全体共有。
③「いじめ」についての校内研修による教職員の理解と実践力を高める。
④「いじめは絶対に許されない」ということいじめに気づいた時には、周りに知らせることの大切さを伝える。
⑤「いじめ防止」に向けた生徒会としての取組みを行う。
⑥相談できる体制の充実を図る。

【生徒に対して】

①生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくり。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成。
②わかる授業を行い、生徒に学習内容の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
③他者を思いやる心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間を核として、全教育活動の中で育む。
④「いじめは決して許されない」という認識を生徒が持つよう、様々な活動に中で指導する。
⑤見て見ないふりをすることは、「いじめ」をしていると同様であることや「いじめ」を見たら先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。

【保護者・地域に対して】

①生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
②「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、様々な機会を通して理解と協力をお願いする。

いじめの定義と防止

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止のための基本的な姿勢】

①学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
②生徒、教職員の人権感覚を高めます。
③生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
④いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
⑤いじめ問題について保護者・地域、そして関係機関との連携を深めます。

問題に取り組むための校内組織

「いじめ防止委員会」

①委員会は、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

②いじめ相談があった場合には、担任を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議を行う。尚、いじめに関する情報については、全教職員で共有する。

〈構成員〉・校長　・教頭　・生徒指導部　・養護教諭
・ＳＣ　・ＳＳＷ

関係機関との連携

①いじめを確認した場合の釧路町教育委員会への報告や重大事態発生時の対応等については、法に則して、釧路町教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に対応する。
②地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、ＰＴＡや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めていただけるよう働きかけをする。

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。
・いじめの未然防止に関する取り組みについて
・いじめの早期発見、早期解決に関する取り組みについて

早期発見・解決のための取組

【早期発見に向けて】

①生徒の様子を教員間で交流・共有する場を定期的に設ける。
②様子に変化が見られる生徒への積極的な声かけ。
③アンケート調査やQUテスト等を活用して人間関係・学校生活等の悩みの把握に努め、綿密なコミュニケーションのもとに人間関係を深める。

【早期解決に向けて】

①いじめの気づきや相談について、事実関係を早期に把握する。その際、加害者、被害者といった二者関係だけではなく構造的に問題を捉える。
②事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとで行う。
③いじめている生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
④いじめていることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめているかを気付かせる。
⑤いじめてしまう気持ちを聞き、その生徒の心の安定を図る。
⑥事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導や家庭での対応の仕方について学校と家庭が連携し合っていくことを伝える。

【いじめの相談にあたって】

①いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
②いじめられている生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞き、いじめから生徒を守る姿勢を持って対応することを伝える。
③いじめられている生徒が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
④いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。